審査基準及び標準処理期間

平成21年12月4日作成

	平成21年12月4日TF放
法 令 等 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第 9 条の 5 第 4 項
処分の概要	教習資格認定証の書換え又は再交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	銃砲刀剣類所持等取締法 第5条の3第3項(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会) 第9条の5第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第1条(届出及び申請の手続) 第22条(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請) 第56条(教習資格認定証の書換え又は再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	書換え1日 (行政庁の休日は含まない。) 再交付3日
申 請 先	住所地を管轄する警察署生活安全課保安係
問い合わせ先	住所地を管轄する警察署生活安全課保安係
備考	の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪 府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。